

千歳市新学校給食センター整備運営事業

落札者決定基準

令和8年3月

千歳市

目 次

1. 本書の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
(1) 事業者選定方式	1
(2) 事業者の選定方法と選定の体制	1
3. 審査の手順	3
4. 入札参加資格審査	4
5. 入札書類審査	4
(1) 入札書類の確認	4
(2) 基礎項目審査	4
(3) 加点項目審査（性能評価点の算定）	4
(4) 開札	5
(5) 価格評価点の算定	5
(6) 最優秀提案の選定	5
6. 落札者の決定	5

添付資料

別紙1 基礎項目審査の評価基準

別紙2 加点項目審査の評価基準

1. 本書の位置づけ

千歳市新学校給食センター整備運営事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、千歳市（以下「本市」という。）がPFI方式により千歳市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、入札参加希望者に配付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加者を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案等に具体的な指針を示すものである。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設を整備し、その後の維持管理及び運営業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。

そこで、事業者の選定方法は、入札価格に加え、本市の要求するサービス水準との適合性並びに維持管理及び運営業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更にリスク負担能力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札により行う。

(2) 事業者の選定方法と選定の体制

事業者の選定は、入札参加資格審査及び入札書類審査により行う。

入札参加資格審査においては、入札参加者の参加資格について本市が審査を行う。なお、入札参加資格審査の結果は、入札書類審査の対象となる入札参加者の資格要件のみを審査し、入札書類審査における評価には反映させないこととする。

入札書類審査においては、基礎審査項目の充足の有無の審査を本市が行い、本事業の各業務に関する具体的な提案内容の審査は、本市が設置した学識経験者等で構成する千歳市新学校給食センター整備運営事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。審査委員会は、入札参加者から提出された入札書類審査に関する提出書類（提案書）の加点項目審査を行い、最優秀提案を選定する。本市は、選定された最優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。

なお、審査委員会の委員は、以下のとおりである。

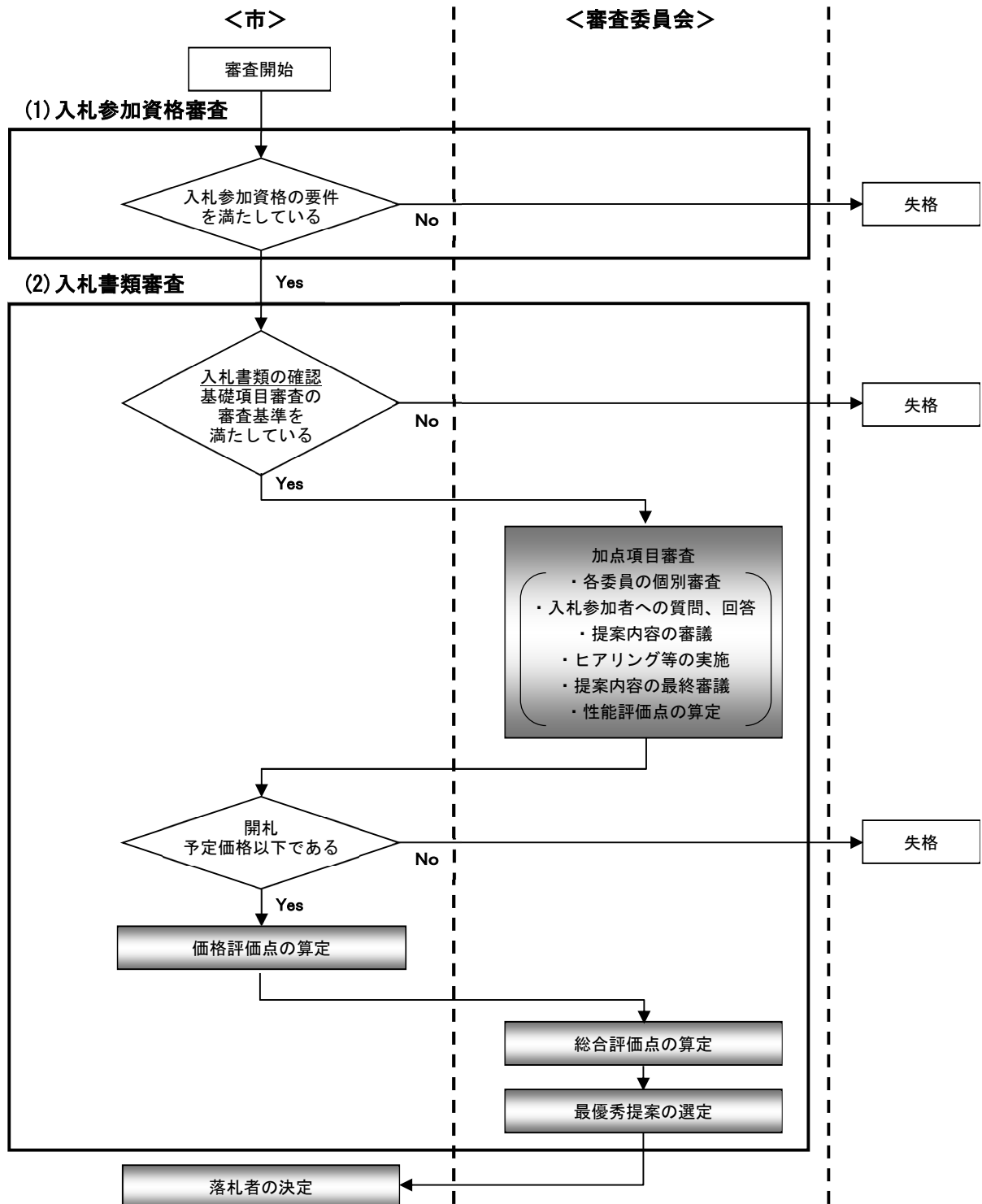
【審査委員会 委員】

(敬称略)

氏名	所属
近藤 浩文	公立千歳科学技術大学理工学部特任教授
小山 奈緒美	北海道文教大学人間科学部健康栄養学科教授
千葉 崇晶	千葉崇晶公認会計士・税理士・行政書士事務所 公認会計士・税理士・行政書士
小倉 郁美	千歳市PTA連合会会長（令和7年度）
今野 由香	千歳市学校給食センター運営審議会委員（令和7年度）
小尾 千智	千歳市建設部長
高橋 裕輔	千歳市教育部長

3. 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



4. 入札参加資格審査

入札参加者の代表企業、構成企業及び協力企業が、入札説明書に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件の未達項目があれば失格とする。

5. 入札書類審査

(1) 入札書類の確認

提出された入札書類審査に関する提出書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているかについて、本市において確認する。

(2) 基礎項目審査

入札参加者の提案内容が、「別紙1 基礎項目審査の評価基準」に掲げる基礎審査項目を充足しているかについて、本市が審査を行う。

基礎審査項目を充足している場合は適格とし、充足していない場合は失格とする。

(3) 加点項目審査（性能評価点の算定）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、審査委員会において性能評価として加点項目審査を行う。

加点項目審査は、入札参加者の提案内容について、以下に示す加点審査項目について加点基準に応じて得点（加点）を付与する。加点項目審査は最大700点とし、その内訳は「別紙2 加点項目審査の評価基準」に示す。なお、加点項目審査に基づく性能評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は第3位を四捨五入するものとする。

また、その過程において、要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。

【加点審査項目】

加点審査項目	配点	備考
① 事業計画全般に関する事項	120	配点の割合：最大700点中 約17%
② 設計業務に関する事項	135	〃 約19%
③ 建設・工事監理業務に関する事項	70	〃 約10%
④ 維持管理業務に関する事項	95	〃 約14%
⑤ 運營業務に関する事項	230	〃 約33%
⑥ 入札参加者独自の提案に関する事項	50	〃 約7%
合計	700	

【加点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	要求水準を超え、特に優れた提案となっている	各項目の配点×1
B	要求水準を超え、優れた提案となっている	各項目の配点×3/4
C	要求水準を超える提案となっている	各項目の配点×2/4
D	要求水準を超える提案はあまりない	各項目の配点×1/4
E	要求水準を満たす程度の提案となっている	各項目の配点×0

(4) 開札

入札参加者の入札価格が入札公告に示す予定価格以下である場合は適格とし、超過する場合は失格とする。

(5) 価格評価点の算定

総合評価点を算定する際の価格評価点（最大300点）については、入札書に記載された入札価格で行うものとし、入札価格に対して、次式により価格点を算定する。

なお、予定価格を超える場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = 300 \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)$$

※価格評価点の計算では、小数点以下第3位を四捨五入し、価格点の上限を300点とする。

(6) 最優秀提案の選定

性能評価点と価格評価点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を最優秀提案として選定する。ただし、総合評価点と同点の提案が複数ある時は、性能評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点（加点項目審査：最大700点）} + \text{価格評価点（最大300点）}$$

6. 落札者の決定

本市は、入札書類審査の結果に基づき、審査委員会により選定された最優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。

なお、入札参加者が1者のみであっても、本入札は有効なものとして取り扱う。